「天理の第九演奏会」支援のご寄附について

寄附申出書附

天　理　市

平素は、市政の発展にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年度からの事業見直しにより、音楽団体による自主活動に転換した「天理の第九演奏会」への支援のご寄附を募集しています。頂いたご寄附は「天理の第九演奏会」の支援に全額（市内在住者の場合は寄附額の７割分）使用させていただきますので、返礼品はありません。また、恐れ入りますがご寄附は１口（１口５千円）以上でお願いします。なお、ご寄附に関する手続きは、裏面のとおりですので、よろしくお願いいたします。

【税金控除等】①個人：ふるさと納税による税金控除（所得税・住民税）が可能

②法人：全額損金算入が可能

＜問合せ先：天理市文化センター事務局　TEL０７４３-６３-５７７９＞

天理の第九演奏会支援の寄附申出書

天理市文化センター事務局　宛　（　FAX　０７４３－６３－１８７２　）

令和　　年　　月　　日　　　　　　　（　法人　・　団体　・　個人　）

　　　　　　　　　〒

ご住所（所在地）：

（ふりがな）

お名前（ご名称）：

お電話番号： 　 　 　E-mail：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 寄附金額 |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |

上記の金額を天理の第九演奏会支援のため、天理市に寄附したいので申出します。

寄附の方法（下記のいずれかに○を付けてください）

1.現金持参　　2.金融機関で納付書による納付　　3.金融機関からのお振込み

【寄附者情報】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報公開 | □ | 承諾する | □ | 承諾しない | ※承諾された場合は、氏名・住所(市区町村名)・寄附金額等を市ホームページや広報紙などで公表させていただく場合がございます。 |
| ワンストップ特例申請※1 | □ | 希望する | □ | 希望しない | □男□女 | 生年月日 | 明・大昭・平 | 年　　月　　日 |  |

※１ワンストップ特例申請

給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずに寄附金控除を受ける申請です。ただし、年間5団体以内の寄附の場合に限ります。

手続きの流れ

①寄附申出書（表面）へのご記入

・寄附申出書をご記入ください。

1)文化センター事務局へ、ご持参ください。

 2)文化センター事務局へ、FAX又は郵送により送付してください。

②寄附の方法をお選びください

ア）現金でのご寄附

・文化センター事務局へご持参ください。その際、受取の領収書を発行します。

　　イ）指定納付書により金融機関で納付

　　　・後日、指定納付書を送付いたしますので、下記の金融機関窓口にて納付ください。

　　　　（指定金融機関）：南都銀行

　　　　（収納代理金融機関）：みずほ銀行・三菱ＵＦＪ銀行・りそな銀行・中京銀行・

近畿大阪銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・奈良信用金庫・

奈良県農業協同組合・近畿労働金庫

ウ）金融機関からのお振込み（振込手数料は本人様ご負担となります）

・下記口座へ、金融機関の振込依頼書を使用し、直接お振込みください。

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 南都銀行　天理支店 |
| 支店番号 | 　１８０ |
| 口座番号 | 　２２０８３６５（普通） |
| 名義人 | 　天理市会計管理者 |

③寄附金受領証明書の発行

・天理市長名で寄附金受領証明書を発行し、寄附申出書に記載のご住所に郵送いた

します。この証明書が税控除の必要書類となります。

※ワンストップ特例申請をされた方は、原則確定申告不要です。

【寄附金控除について】

天理市へのご寄附は、税務上の控除が受けられます。

１．個人様からのご寄附（個人事業主含む）の場合

確定申告をしていただきますと、所得税の還付＋翌年度住民税からの控除が受けられます。※ワンストップ特例申請をされた方は、原則確定申告不要です。

所得税等の軽減：寄附金控除（所得控除）

寄附金額※1－２千円＝寄附金控除額　　　　 ※1所得金額の４割まで

①寄附金控除額×所得税率×１．０２１＝所得税等軽減分

　個人住民税の減額：寄附金税額控除※2　　　　※2個人住民税所得割の２割まで

　　②基本分：（寄附金額※3－２千円）×１０％　　※3総所得金額等の３割まで

　　③特例分：（寄附金額－２千円）×９０％－所得税等軽減分

税金控除額合計①＋②＋③　→（寄附金額－２千円）が税額控除（限度額あり）

２．法人様からのご寄附の場合

　寄附金の全額が損金算入できます。

　寄附金額全額が損金算入

　寄附金額×実効税率　→寄附金額の約３割　税額軽減